

## ◆ 工業用水施策のあらまし ◆

### 工業用水の使用合理化

水の使用合理化とは、水を使用して、ある仕事を行う場合、その使用量をその作業に適した必要最小限に抑える合理的な使用方法に改善することです。

#### “なぜ使用合理化が必要なのでしょうか。”

##### **1. 地下水の保全に役立つからです。**

良質・安価で豊富な地下水は、重要な資源ですが、使いすぎてしまうと、地下水位の低下や地下水の塩水化、更には、地盤沈下等の障害が生じます。

##### **2. 水需給の安定化を図ることができるからです。**

新たな水資源開発が長期化、困難化する中、近年の降水状況のもとでは、しばしば節水が行われています。水は、有限で貴重な公共財という認識が必要です。

##### **3. 環境の保全に役立つからです。**

近年工場の排水規制は強化される傾向にあり、総量規制により汚濁負荷量の削減も求められています。よりよい環境の創出に努めることができます。

##### **4. 用排水コストの削減を図ることができます。**

用水コストは無論のこと、都市部等では排水に対しかなり高額な下水道料金が必要となります。合理化による節水は、下水道料金の節約にもなります。

#### <1> 工業用水関連融資制度

愛知県、国等では、公害防止、省資源・省エネルギーを推進するため、工業用水が節水できる設備を設置されるみなさんに対して、特別利率の融資制度を設けております。

なお、ここで紹介していますのは融資の概略であり、詳細については各問合せ先へお尋ねください。

また、各融資制度の貸付限度額、利率、対象設備については、令和2年11月1日現在であり、改訂されることがありますので、ご承知おきください。



**工業用水全般の効率的利用・・・工業用水道、地下水などの工業用水を節約、再利用できる設備に対する融資制度です。**

資金名	限度額	期間・利率	受付期間	対象施設等	問合せ先
経営環境適応資金 ハワーフィットアップ資金 [環境・省エネ]	1億5,000万円	5年以内 7年以内 10年以内 (据置1年以内)	年1.1%以内 年1.2%以内 年1.3%以内	常時  ① 廉棄物、排水、副産物及び容器包装等のリサイクルを促進するための設備 ② 廉棄物又は排水の量を減少させ、環境負荷の低減を図る設備	愛知県経済産業局中小企業部 中小企業金融課 融資・資金業グループ ☎ 052-954-6333
設備貸与制度	100万円～1億円	割賦の場合 5年又は7年 (返済実履置1年) リースの場合 3～7年	年1.19～2.26% 月額1.273%（7年） ～2.941%（3年）	4月～2月 ※商工会議所、商工会経由で申込の場合、金利が0.1%（年利）程度優遇されます	県内に設置する新品の機械・設備等で計画価値及び経常利益の向上が一定程度以上見込まれるもの（設置・引き取り等が容易な設備等に限る。配管設備等の建物に付属する設備は対象外） ※商工会議所、商工会経由で申込の場合、金利が0.1%（年利）程度優遇されます

**工業用地下水の効率的利用・・・地下水の揚水量を削減することができる設備に対する融資制度です。**

資金名	限度額	期間・利率	受付期間	対象施設等	問合せ先
経営環境適応資金 ハワーフィットアップ資金 [環境・省エネ]	1億5,000万円	5年以内 7年以内 10年以内 (据置1年以内)	年1.1%以内 年1.2%以内 年1.3%以内 (別途利子補給有)	常時  地盤沈下防止関連施設 ・水資源循環施設、水の循環施設、水の再生使用施設等	愛知県経済産業局中小企業部 中小企業金融課 融資・資金業グループ ☎ 052-954-6333 愛知県環境局環境政策部環境政策課 各県民事務所等環境保全課 ☎ 052-954-6209

**愛知県内市の優遇制度・・・水道施設、水路の新設・改修等の投資に対する優遇制度です。**

条例等名	限度額	制度内容	問合せ先
春日井市商工業振興条例施行規則 インフラ整備事業助成金	対象経費の50%以内 1,500万円/年 ※ア、イ、ウの合計	同規則の、工場・物流施設新増設事業助成金を伴うこと。 詳しくは下記リンクより <a href="https://www.city.kasugai.jp/business/kigyo/koujibuturyu/tomonau.html">https://www.city.kasugai.jp/business/kigyo/koujibuturyu/tomonau.html</a>	公共の用に供するもので、投資額100万円以上となる次のインフラ整備を行うもの。 ア、道路の新設・改修 イ、水路の新設・改修 ウ、水道施設の設置 春日井市産業部企業活動支援課 ☎ 0568-85-6247
小牧市企業立地インフラ整備支援補助金交付要綱	対象経費の2分の1以内 500万円	企業立地促進補助金、高度先端産業立地促進補助金又は、市内企業再投資促進補助金の交付対象となる事業を行ふ事業者であること。 詳しくは下記リンクより <a href="http://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/chikikkassei/kigyouricchi/1/1/kakuyushohojokin/4205.html">http://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/chikikkassei/kigyouricchi/1/1/kakuyushohojokin/4205.html</a>	小牧市地域活性化営業部企業立地推進課 企業立地係 ☎ 0568-76-1135

## <2>工業用水使用合理化の相談・指導機関

工業用水の使用合理化を実施しようとする事業所のため、次の機関において相談・技術指導を行っていますのでご利用ください。

	名 称	所 在 地	電 話 番 号
愛 知 県	経済産業局産業部産業立地通商課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6342
	あいち産業科学技術総合センター	〒470-0356 豊田市八草町秋合 1267-1	0561-76-8301
	産業技術センター	〒448-0013 刈谷市恩田町 1-157-1	0566-24-1841
	同 常滑窯業試験場	〒479-0021 常滑市大曾町 4-50	0569-35-5151
	同 三河窯業試験場	〒447-0861 碧南市六軒町 2-15	0566-41-0410
	同 瀬戸窯業試験場	〒489-0965 瀬戸市南山口町 537	0561-21-2116
	食品工業技術センター	〒451-0083 名古屋市西区新福寺町 2-1-1	052-325-8091
	尾張繊維技術センター	〒491-0931 一宮市大和町馬引字宮浦 35	0586-45-7871
	三河繊維技術センター	〒443-0013 蒲郡市大塚町伊賀久保 109	0533-59-7146
団 体	一般財団法人 造水促進センター 技術部	〒103-0003 東京都中央区日本橋横山町 4-5 福田ビル 4 階	03-5644-7565
	公益社団法人 日本技術士会 中部本部	〒450-0002 名古屋市中村区名駅 5-4-14 花車ビル北館 6 階	052-571-7801

## <3>工業用水道事業の概要

工業用水道は、工業用水道事業法に基づいて、工業用水道事業者が、その給水区域における需要者に供給するものです。工業用水道は上水道に比べるとその処理過程は簡単ですが、できるだけ良質の水が、供給できるよう努力が払われています。

事 業 名	基 本 料 金 (円/m <sup>3</sup> )	給 水 能 力 (千m <sup>3</sup> /日)	給 水 区 域
県 営	尾張	30	150 一宮市、津島市、江南市、稻沢市、愛西市、清須市 (H17.7.6 における旧清洲町の区域)、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村 【8市2町1村】
	愛知用水	29.5	845.6 名古屋市(港区及び南区の一部)、豊田市(H17.3.31 における豊田市の区域)、東海市、大府市、知多市、みよし市、阿久比町、東浦町 【6市2町】
	西三河	32	300 岡崎市の一部、半田市、碧南市、刈谷市、豊田市(H17.3.31 における豊田市の区域)、安城市、西尾市(H23.3.31 における西尾市及び旧吉良町の区域)、高浜市、みよし市、東浦町、武豊町、幸田町 【9市3町】
	東三河	32	118 豊橋市、豊川市(H20.1.14 における旧御津町の区域)、蒲郡市、田原市(H17.9.30 における旧田原町の区域) 【4市】
	小計	—	計 25 市、6 町、1 村 (内 2 市、1 町は重複区域)
市 営	名古屋市	25.5	97 名古屋市(中村区、熱田区、(北区、西区、瑞穂区、中川区、港区、南区)の一部)
	新城市	36	3.5 新城市
合 計	—	1,514.1	

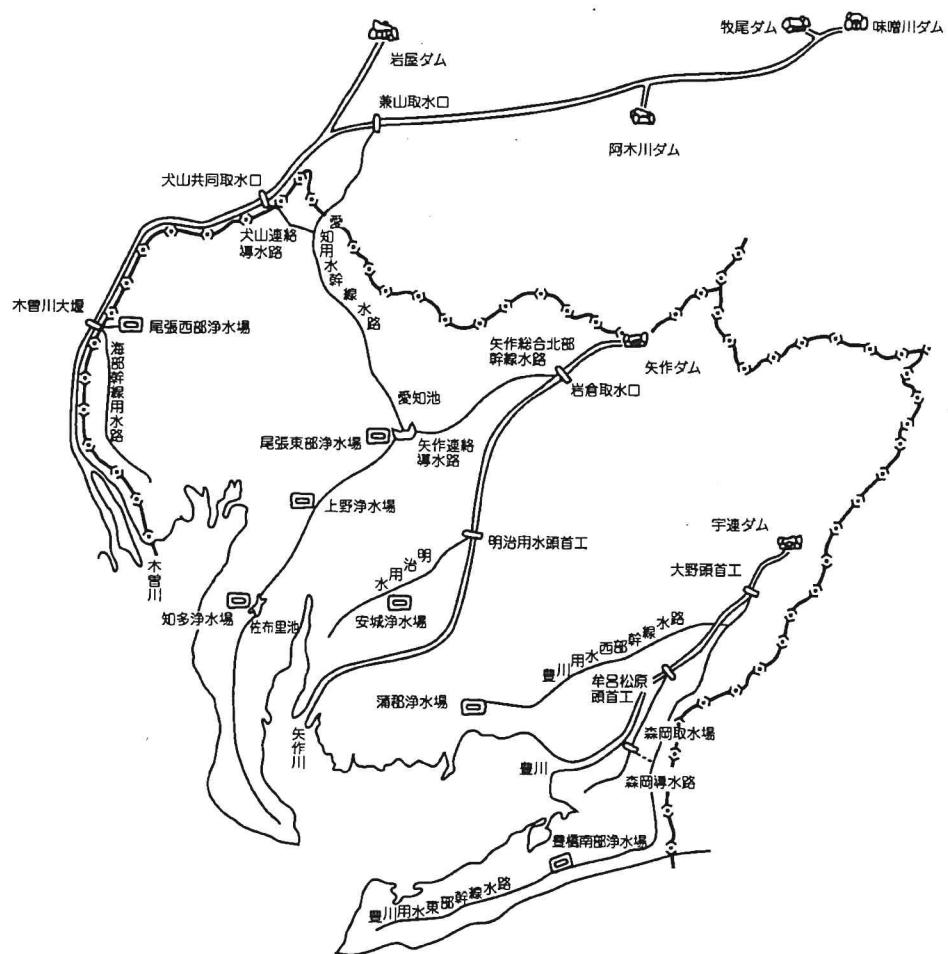
ただし、料金には消費税、地方消費税が加算されます。

## <工業用水についての担当窓口一覧>

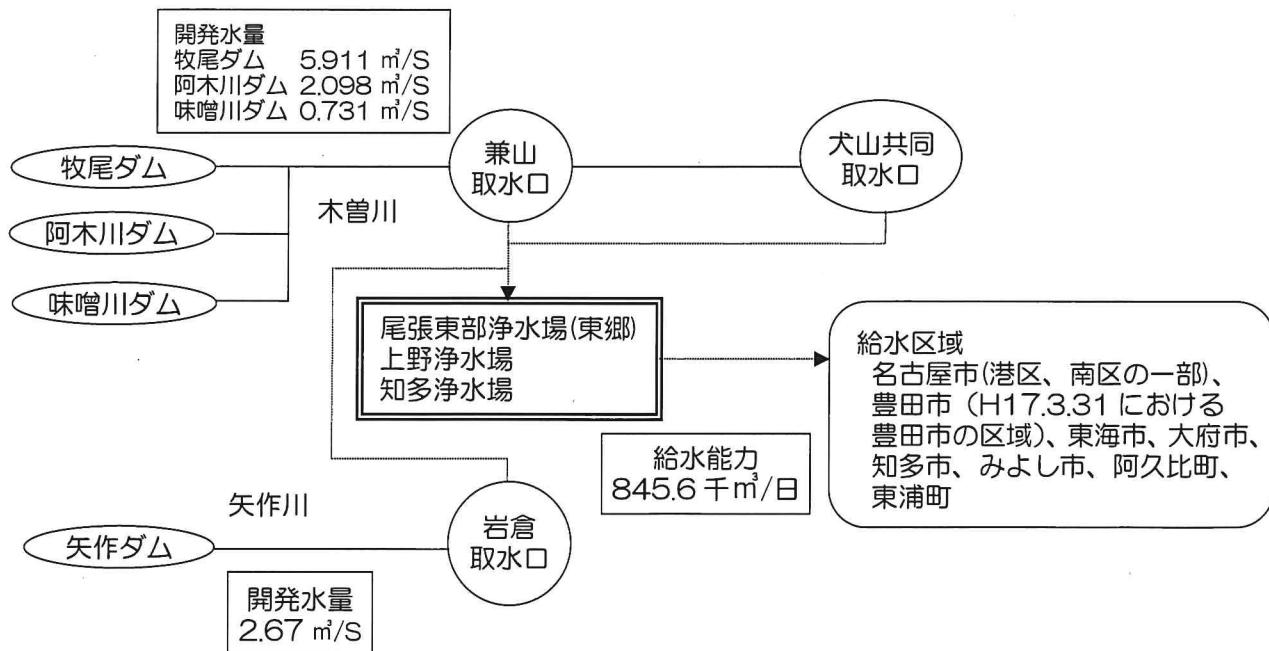
事 業 别	名 称	所 在 地	電 話 番 号
県営工業用水道事業共通	企業庁水道部水道事業課 工水維持グループ	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6685
名古屋市工業用水道事業	名古屋市上下水道局技術本部 施設部施設管理課	〒460-0012 名古屋市中区千代田 1-1-12	052-269-9903
新城市工業用水道事業	新城市上下水道部経営課	〒441-1392 新城市字東入船 115	0536-23-7645



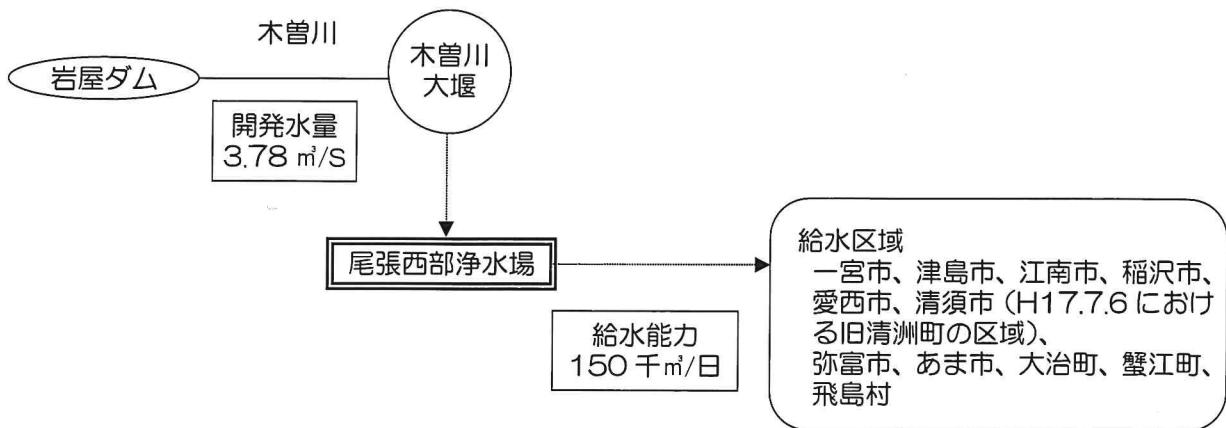
## 参考1 県営工業用水道事業別水利系統図



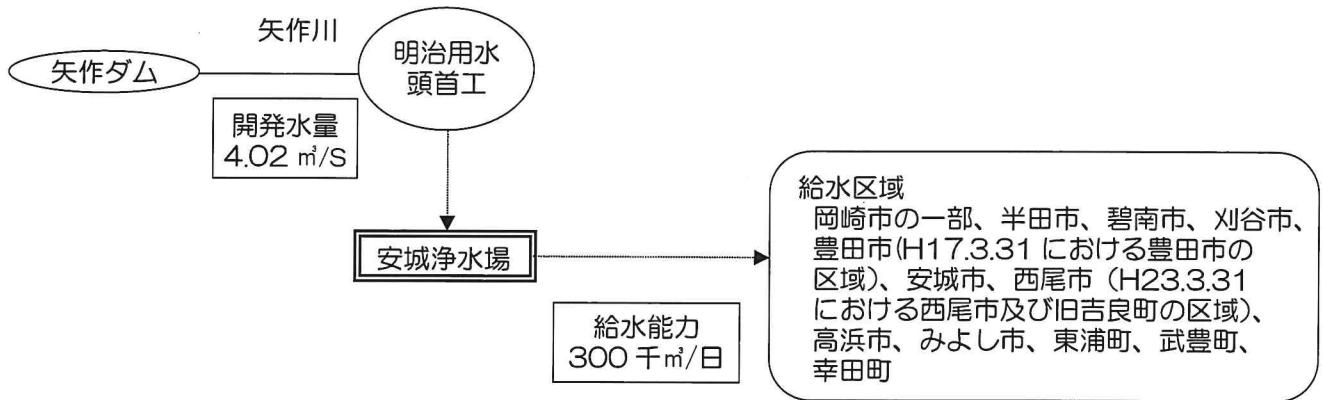
### 愛知用水工業用水道事業



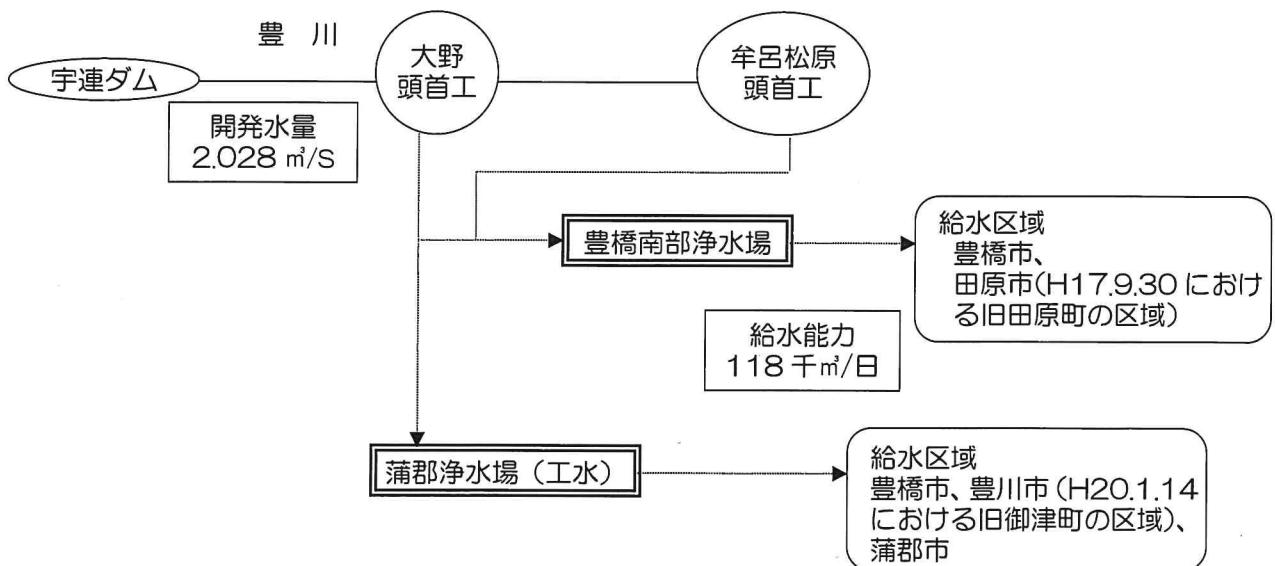
## 尾張工業用水道事業



## 西三河工業用水道事業

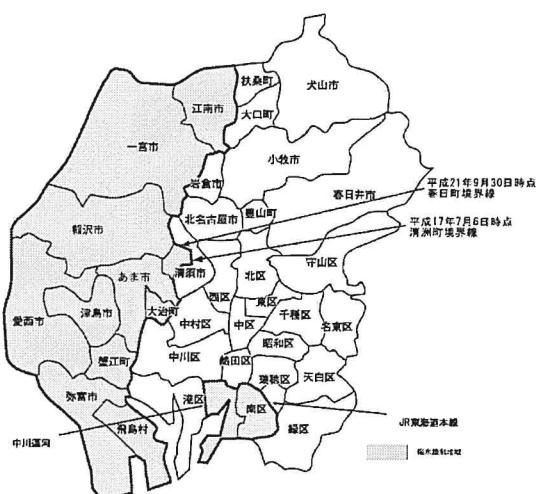


## 東三河工業用水道事業

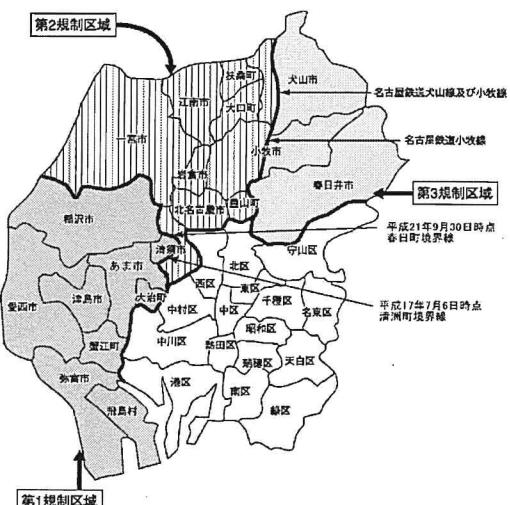


## 参考2 愛知県内の揚水規制と揚水量の経年変化

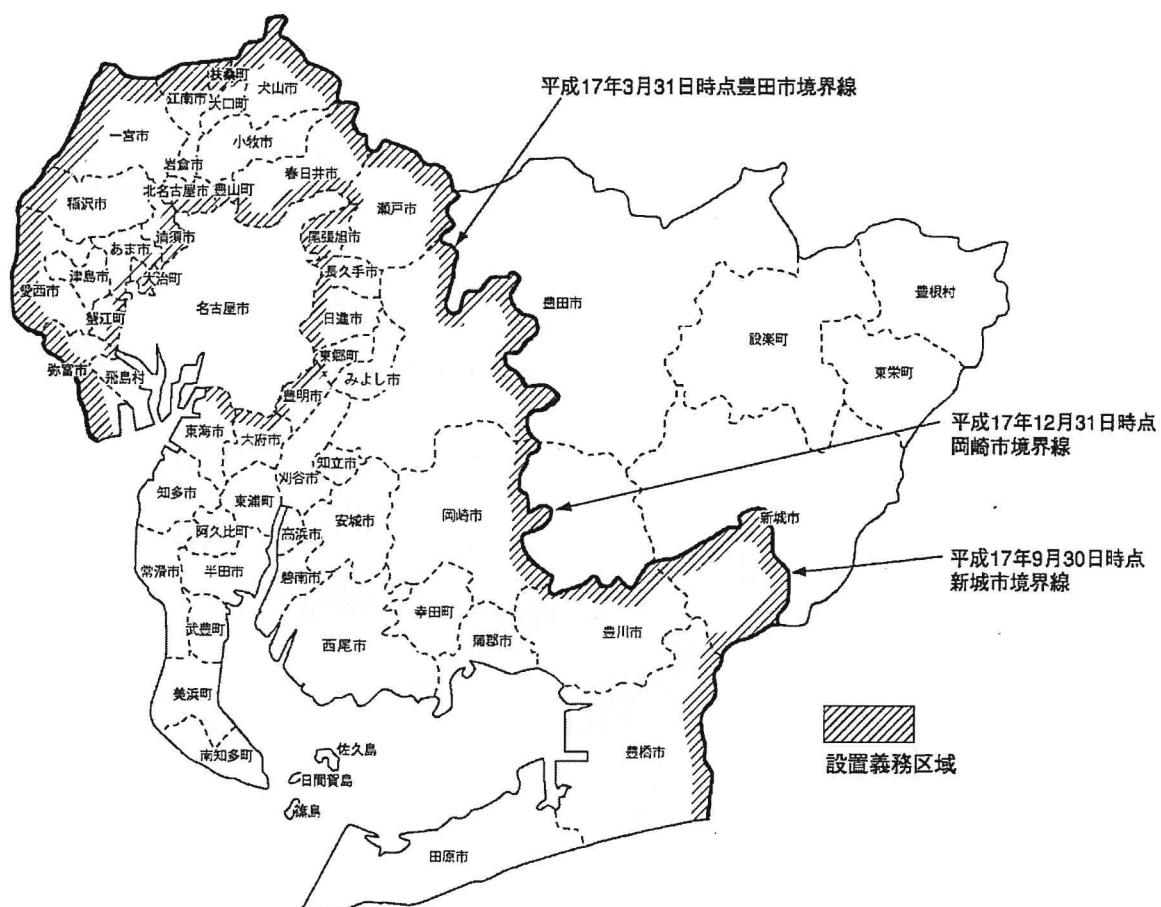
○工業用水法



○条例



○水量測定器設置と揚水量報告が義務づけられている区域



## 地下水揚水規制の概要

	工業用水法		県民の生活環境の保全等に関する条例		市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例																
経過	S35.6.17 S59.7.5	名古屋地域揚水規制 尾張地域揚水規制	S49.9.30 S51.4.1	揚水規制 区域拡大	S49.11.16	揚水規制															
規制地域	名古屋地域 名古屋市南区の一部、港区の一部 尾張地域 一宮市始め尾張 11 市町村		第一規制区域…稻沢市以南 第二規制区域…一宮市等 第三規制区域…春日井市等		名古屋市全域																
規制対象用途	工業用		家事用を除く全用途 ただし、工業用水法適用のものは除く		(左に同じ)																
許可基準	名古屋地域 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>地 域</th> <th>揚水機の吐出口の断面積 (cm<sup>2</sup>)</th> <th>ス ト レ ー ナーの位置 (地表面下 m)</th> </tr> <tr> <td>南区、港区 (堀川以西の地域及び潮見町を除く。)</td> <td>46 以下</td> <td>80 以深</td> </tr> <tr> <td></td> <td>46 を超えるもの</td> <td>300 //</td> </tr> <tr> <td>上に挙げる地域以外の地域</td> <td>46 以下</td> <td>90 以深</td> </tr> <tr> <td></td> <td>46 を超えるもの</td> <td>180 //</td> </tr> </table> 尾張地域 (1) ストレーナーの位置 地表面下 10m 以浅又は 2,000 m 以深であること (2) 揚水機の吐出口の断面積 19 cm <sup>2</sup> (直径 4.91 cm) 以下であること		地 域	揚水機の吐出口の断面積 (cm <sup>2</sup> )	ス ト レ ー ナーの位置 (地表面下 m)	南区、港区 (堀川以西の地域及び潮見町を除く。)	46 以下	80 以深		46 を超えるもの	300 //	上に挙げる地域以外の地域	46 以下	90 以深		46 を超えるもの	180 //	(1) ストレーナーの位置 地表面下 10m 以浅であること (2) 揚水機の吐出口の断面積 19 cm <sup>2</sup> 以下であること (3) 揚水機の原動機の定格出力 2.2kW 以下であること (4) 1 日当たりの事業所総揚水量 350 m <sup>3</sup> 以下であること		(左に同じ)	
地 域	揚水機の吐出口の断面積 (cm <sup>2</sup> )	ス ト レ ー ナーの位置 (地表面下 m)																			
南区、港区 (堀川以西の地域及び潮見町を除く。)	46 以下	80 以深																			
	46 を超えるもの	300 //																			
上に挙げる地域以外の地域	46 以下	90 以深																			
	46 を超えるもの	180 //																			
その他	許可井戸の使用者は、井戸使用状況報告の義務		揚水機の吐出口の断面積 (2つ以上の揚水設備がある場合はその合計) が 19 cm <sup>2</sup> を超えるものは、水量測定器設置、揚水量報告義務		(左に同じ) 揚水設備以外の設備 (断面積が 6 cm <sup>2</sup> 以下のもの) のうち家事用のもの以外の設置届出・揚水量報告義務 地下掘削工事の届出及びその際の地下水のゆう出量の報告義務																

### 問合せ先

地下水採取に関する規制、水量測定器の設置、融資制度についての問合せ、ご相談は、下記の機関で取扱っています。

1) 工業用水法尾張地域及び県民の生活環境の保全等に関する条例

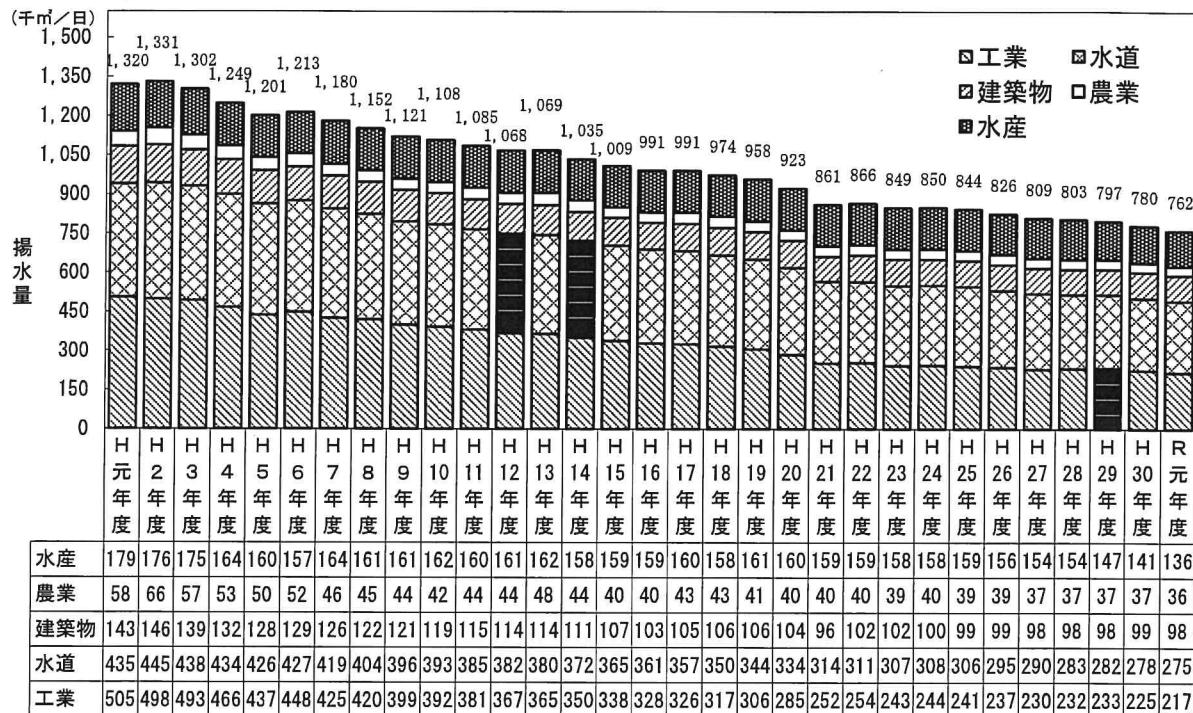
所轄の県民事務所等環境保全課

愛知県環境局環境政策部水大気環境課生活環境地盤対策室 TEL (052) 954-6224

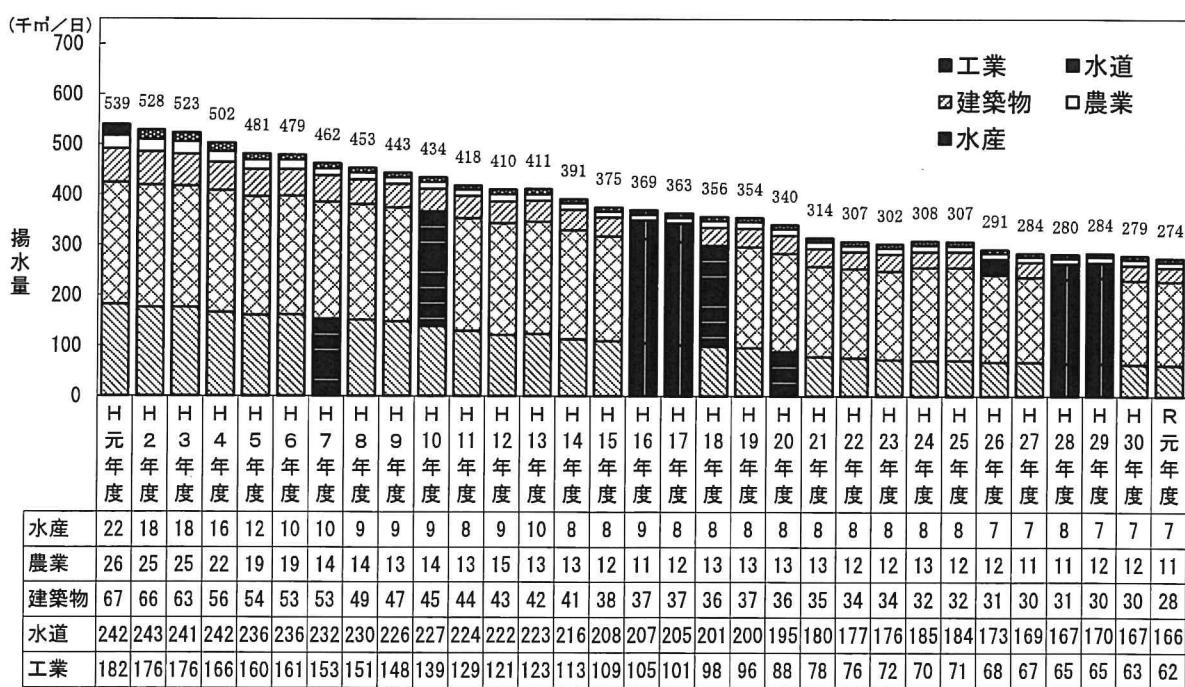
2) 工業用水法名古屋地域及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例

名古屋市環境局地域環境対策課 TEL (052) 972-2675

## 愛知県の地下水総揚水量



## 尾張地域地下水総揚水量



(注) 工業用水法及び県民の生活環境の保全等に関する条例の規制区域 19 市町村。

資料：県環境局